

株式会社NexTone  
使用料規程 新旧対照表

(新)	(旧)	備考																																																																																				
<p>表紙</p> <p><u>2023年1月30日届出</u></p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>表紙</p> <p><u>2022年 2月 25日届出</u></p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>届出日変更</p>																																																																																				
<p>第 22 条 (BGMに関する利用許諾)</p> <p>1.有線放送等により公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達し、または適法に録音された録音物による演奏により、著作物を背景音楽 (BGM)として利用する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p> <p><u>(1)1施設における使用料</u></p> <p><u>①年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。</u></p> <p><u>(ア)一般の店舗等の場合</u></p> <table border="1" data-bbox="152 726 716 928"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>店舗等の面積</th> <th>年額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>500㎡まで</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>1,000㎡まで</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>3,000㎡まで</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>6,000㎡まで</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>9,000㎡まで</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>9,000㎡を超える場合</td><td>50,000円</td></tr> </tbody> </table> <p><u>(イ)宿泊施設の場合</u></p> <table border="1" data-bbox="152 1018 716 1220"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宿泊定員</th> <th>年額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>100人まで</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>200人まで</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>300人まで</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>400人まで</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>500人まで</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>500人を超える場合</td><td>50,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	店舗等の面積	年額使用料	1	500㎡まで	6,000円	2	1,000㎡まで	10,000円	3	3,000㎡まで	20,000円	4	6,000㎡まで	30,000円	5	9,000㎡まで	40,000円	6	9,000㎡を超える場合	50,000円	区分	宿泊定員	年額使用料	1	100人まで	6,000円	2	200人まで	10,000円	3	300人まで	20,000円	4	400人まで	30,000円	5	500人まで	40,000円	6	500人を超える場合	50,000円	<p>第 22 条 (BGMに関する利用許諾)</p> <p>1.有線放送等により公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達し、または適法に録音された録音物による演奏により、著作物を背景音楽 (BGM)として利用する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p> <p><u>(1)1施設における使用料は下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。</u></p> <p><u>①一般の店舗等の場合</u></p> <table border="1" data-bbox="943 726 1507 928"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>店舗等の面積</th> <th>年額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>500㎡まで</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>1,000㎡まで</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>3,000㎡まで</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>6,000㎡まで</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>9,000㎡まで</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>9,000㎡を超える場合</td><td>50,000円</td></tr> </tbody> </table> <p><u>②宿泊施設の場合</u></p> <table border="1" data-bbox="943 1018 1507 1220"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宿泊定員</th> <th>年額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>100人まで</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>200人まで</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>300人まで</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>400人まで</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>500人まで</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>500人を超える場合</td><td>50,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	店舗等の面積	年額使用料	1	500㎡まで	6,000円	2	1,000㎡まで	10,000円	3	3,000㎡まで	20,000円	4	6,000㎡まで	30,000円	5	9,000㎡まで	40,000円	6	9,000㎡を超える場合	50,000円	区分	宿泊定員	年額使用料	1	100人まで	6,000円	2	200人まで	10,000円	3	300人まで	20,000円	4	400人まで	30,000円	5	500人まで	40,000円	6	500人を超える場合	50,000円	<p>追加・削除</p>
区分	店舗等の面積	年額使用料																																																																																				
1	500㎡まで	6,000円																																																																																				
2	1,000㎡まで	10,000円																																																																																				
3	3,000㎡まで	20,000円																																																																																				
4	6,000㎡まで	30,000円																																																																																				
5	9,000㎡まで	40,000円																																																																																				
6	9,000㎡を超える場合	50,000円																																																																																				
区分	宿泊定員	年額使用料																																																																																				
1	100人まで	6,000円																																																																																				
2	200人まで	10,000円																																																																																				
3	300人まで	20,000円																																																																																				
4	400人まで	30,000円																																																																																				
5	500人まで	40,000円																																																																																				
6	500人を超える場合	50,000円																																																																																				
区分	店舗等の面積	年額使用料																																																																																				
1	500㎡まで	6,000円																																																																																				
2	1,000㎡まで	10,000円																																																																																				
3	3,000㎡まで	20,000円																																																																																				
4	6,000㎡まで	30,000円																																																																																				
5	9,000㎡まで	40,000円																																																																																				
6	9,000㎡を超える場合	50,000円																																																																																				
区分	宿泊定員	年額使用料																																																																																				
1	100人まで	6,000円																																																																																				
2	200人まで	10,000円																																																																																				
3	300人まで	20,000円																																																																																				
4	400人まで	30,000円																																																																																				
5	500人まで	40,000円																																																																																				
6	500人を超える場合	50,000円																																																																																				

株式会社NexTone  
使用料規程 新旧対照表

② ①によらない場合の使用料は次のとおりとします。  
(ア)1か月の使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。

(a)一般の店舗等の場合

区分	店舗等の面積	使用料額
1	500㎡まで	1,200円
2	1,000㎡まで	2,000円
3	3,000㎡まで	4,000円
4	6,000㎡まで	6,000円
5	9,000㎡まで	8,000円
6	9,000㎡を超える場合	10,000円

(b)宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	使用料額
1	100人まで	1,200円
2	200人まで	2,000円
3	300人まで	4,000円
4	400人まで	6,000円
5	500人まで	8,000円
6	500人を超える場合	10,000円

追加  
1か月あたりの使用料を新設

株式会社NexTone  
使用料規程 新旧対照表

(イ)(ア)によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

(a)利用時間が5分までの使用料は、下表のとおりとします。

㊦一般の店舗等の場合

区分	店舗等の面積	使用料額
1	500㎡まで	2円
2	1,000㎡まで	3円
3	3,000㎡まで	7円
4	6,000㎡まで	10円
5	9,000㎡まで	13円
6	9,000㎡を超える場合	17円

㊧宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	使用料額
1	100人まで	2円
2	200人まで	3円
3	300人まで	7円
4	400人まで	10円
5	500人まで	13円
6	500人を超える場合	17円

(b)1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分を超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(2)音源提供事業者が包括的に契約をする場合の使用料

本項(1)の規定にかかわらず、有線放送等を行う事業者、録音物の製作・貸出を行う事業者等、背景音楽(BGM)の音源提供事業者が、自己の顧客であるすべての音源提供先事業者のために、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、当該音源提供事業者の前年度の営業収入(消費税別)の1%に著作物利用率を乗じて得た額とします。

(2)音源提供事業者が包括的に契約をする場合の使用料

本項(1)の規定にかかわらず、有線放送等を行う事業者、録音物の製作・貸出を行う事業者等、背景音楽(BGM)の音源提供事業者が、自己の顧客であるすべての音源提供先事業者のために、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、当該音源提供事業者の前年度の営業収入(消費税別)の1%に著作物利用率を乗じて得た額とします。

追加  
1曲あたりの使用料を新設

株式会社NexTone  
使用料規程 新旧対照表

<p>2.BGMについては、さらに以下の事項を定めるものとします。  (1)「営業収入」とは、聴取料、放送料などいずれの名義をもってするかを問わず、音源提供事業者が音源を提供することにより得る収入をいいます。  (2)福祉、医療もしくは教育機関での利用、事務所・工場等での主として従業員のみを対象とした利用または露店等での短時間かつ軽微な利用であって、著作権法第38条第1項の規定の適用を受けない利用については、当分の間、使用料を免除します。  (3)「著作物利用率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。</p> <p>3.利用者から、当該BGM利用における全使用著作物数およびNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。</p>	<p>2.BGMについては、さらに以下の事項を定めるものとします。  (1)「営業収入」とは、聴取料、放送料などいずれの名義をもってするかを問わず、音源提供事業者が音源を提供することにより得る収入をいいます。  (2)福祉、医療もしくは教育機関での利用、事務所・工場等での主として従業員のみを対象とした利用または露店等での短時間かつ軽微な利用であって、著作権法第38条第1項の規定の適用を受けない利用については、当分の間、使用料を免除します。  (3)「著作物利用率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。</p> <p>3.利用者から、当該BGM利用における全使用著作物数およびNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。</p>	
<p>附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降(2023年3月1日)から実施します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降(2022年4月1日)から実施します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>実施日を変更</p>